

「神奈川県後期高齢者医療広域連合債権管理条例（案）の 骨子」に関するパブリックコメントの結果について

- ①意見募集期間 令和2年11月25日（水）から令和2年12月18日（金）
②意見の件数 1件

寄せられた御意見等の要旨と、それに対する当広域連合の考え方について次のとおり公表します。

	意見等の要旨	当広域連合の考え方
1	財務に関する必要な事項については、地方自治法第243条の5において、法律に定めるもののほか政令で定めるものとしています。また、地方自治法施行令173条の3では、政令、省令に定めるもののほかは、規則で定めるものとしており、広域連合の財務に関する事項は規則に規定するもので、条例は管轄外であると思われます。 「神奈川県後期高齢者医療広域連合債権管理条例（案）の骨子」では督促等を条例で規定することが予定されているようですが、例えば、督促は、地方自治法施行令の第5章財務の中で規定（171条）していることから、財務に関する事項であると考えられます。そうであるならば、条例ではなく、広域連合の規則で定めるべき事項であると考えます。	地方自治法第14条に「地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて条例を制定できる。」と規定されています。 本条例は、当広域連合の債権を管理することを目的としており、地方自治法及び地方自治法施行令に則り当広域連合の債権管理事務手続きを明確化するために制定するものです。 そのため、督促等についても地方自治法及び地方自治法施行令に規定されていますが、確認規定として本条例に規定しています。 また、管理すべき債権の定義や債権放棄などについて、独自に規定することで、より円滑かつ適正な債権管理を目指しています。